記

1　変更事項の内容

2　変更理由

3　添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）
1　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第３号（第５条関係）

公共建築物に係る建築用木材の生産に関する試験研究に係る認定申請書

年　　月　　日

農林水産大臣名　殿

申請者
住　　所
名　称　及　び
代表者の氏名
（個人の場合は氏名）

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第３条第２項の規定による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　公共建築物に係る建築用木材の生産に関する試験研究の概要

2　国有の試験研究施設を使用して１の試験研究を行うことが当該試験研究を促進するため特に必要である理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第４号（第５条関係）

公共建築物に係る建築用木材の生産に関する試験研究に係る認定書

番　　号

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第３条第２項の規定に基づき、下記の公共建築物に係る建築用木材の生産に関する試験研究は、同条第１項に規定する国有の試験研究施設を使用して行うことが当該試験研究を促進するため特に必要であると認定する。

年　　月　　日

農林水産大臣名

記

1　公共建築物に係る建築用木材の生産に関する試験研究の概要

2　１の試験研究を行う者の住所並びに名称及び代表者の氏名（個人の場合は氏名）

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

この省令は、令和三年十月一日から施行する。

○経済産業省令第七十二号

特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年九月三十日　　経済産業大臣　梶山　弘志

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（書面による手続等）	（書面による手続等）
第一条　［略］	**第一条**　［略］
２・３　［略］	２・３　［略］
４　書面に記載する氏名については、法令に別段の定めがある場合を除き、氏に続けて旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいい、外国人にあつては、当該国においてこれに相当するものをいう。）を括弧書で併せて記載することができる。	［新設］
５　特許庁長官又は審判長は、前項の規定による旧氏の記載について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。	［新設］
（映像等の送受信による通話の方法による口頭審理） **第五十一条の二**　審判長は、特許法第百四十五条第六項に規定する方法によつて同条第三項の期日における手続を行うときは、当該手続に必要な装置、通話先の場所その他当該手続の円滑な進行のために必要な事項を確認するものとする。	［新設］